

(20) 奈良教育大学と奈良女子大学との単位互換に関する申合せ

I. 出願資格について

特別聴講学生として出願ができる者は、奈良女子大学に在学する学部学生とする。ただし、1年次生にあつては、後期からとする。

II. 受入れ学生について

(1) 受入れ対象授業科目

受入対象となる授業科目は、以下に掲げる授業科目のうち、当該授業科目の担当教員が受入可能と認めたものとする。

ア. 奈良教育大学履修規則（以下「履修規則」という。）別表基準に定める教科及び教職科目並びに専修専門等科目（実験科目、実習科目、演習科目及び集中講義科目は除く。）

イ. 履修規則別表履修課程 12 の学芸員資格取得のための標準履修基準表に定める授業科目

(2) 履修年次

履修規則第 13 条に定める履修年次については、受入れ学生に適用する。

(3) 受入れ学生の決定

ア. 奈良女子大学から申請のあった特別聴講学生が聴講を希望する授業の授業担当教員に対し、教務委員会から受入れ可否を照会する。

イ. 授業担当教員は、受入れによる授業への支障の有無を勘案し、受入れの可否を教務委員会に回答する。

ウ. 教務委員会は、授業担当教員の回答をもとに受入れ可否について審議を行い、教授会に報告する。

(4) 受入れ学生のガイダンス等

受入れ学生には、特別聴講学生証を交付し、授業及び試験日程等についてガイダンスを行った後、履修登録手続を行わせる。

III. 派遣学生について

(1) 派遣学生の受講可能授業科目単位数

学則第 76 条、第 77 条及び第 78 条の規定の範囲内で、かつ、1年間に 8 単位を限度とする。

(2) 派遣学生の募集時期

前期・後期の各履修登録期間終了までに募集する。

(3) 派遣学生の推薦

ア. 派遣を希望する学生は、学年担当教員等の承諾を得た後、特別聴講学生願書を提出

する。

イ. 教務委員会は、派遣の可否を審議し、教授会に報告する。

なお、複数の学生が希望する授業科目については、当該学生のGPA数値の高い者（GPA数値が同じ場合は、取得単位数が多い者）から順に推薦を行うものとする。

(4) 履修登録単位数制限との関わり

履修規則第12条に定める履修登録単位数制限から除外する。

(5) 修得した単位の取扱い

ア. 原則として、自由科目として認定し、卒業に必要な単位に含めることができるものとする。

イ. 本学開設科目への読替えによる認定については、事前申請により認められた場合に限り行うことができるものとする。この場合、奈良教育大学の「既修得単位に関する取扱要領」に準じて取り扱うものとする。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。